

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

少額減価償却資産の改正

Q：平成10年度の改正で、少額減価償却資産の取得価額基準が引き下げられるそうですが、詳しい内容を教えてください。

A：取得価額基準が現行の20万円未満から10万円未満に引き下げられます。

【解説】

平成10年度の改正では、建物について、償却方法が定額法に一本化される一方で、耐用年数は短縮されます。また、少額減価償却資産の一括損金算入制度は、取得価額基準が現行の20万円未満から10万円未満に引き下げられるなど、減価償却関係も大きく改正されます。

少額減価償却資産の10万円未満への引き下げは、平成10年4月1日以後開始事業年度から適用されます。取得ベースではありませんので、1年決算法人で3月決算であれば平成10年4月以降取得資産から、12月決算法人であれば平成11年1月以降取得資産から適用されることになります。

現行では一括損金算入が認められている10万円以上20万円未満の資産は、4月以降開始事業年度から、それぞれの耐用年数で個別管理により本則で償却を行う方法と、簡便法として、同一事業年度内に取得した10万円以上20万円未満の資産の取得価額を合計し、そのトータル金額を1年間に3分の1ずつ、都合3年間で全額償却する簡便償却のどちらかを選択することになるようです。

